

海外経済要録

米州諸国

◇米国、支払準備制度等の一部改正を実施

連邦準備制度理事会は10月24日、かねて懸案の支払準備制度および小切手等決済制度の改正(それぞれレギュレーションDおよびJの改正、7月号および10月号「要録」参照)を11月9日以降実施する旨発表、同日予定どおり実施に移した。

両改正は、当初9月21日から実施される予定であったが、このうちレギュレーションJの改正(隔地銀行の資金決済上の優遇廃止)につき、地方の2銀行協会 the Independent Bankers Association of America および the Western Independent Bankers)が収益圧迫につながるとの申立てを行ない、これに基づきコロンビア地区地方裁判所が一時差止め命令を発したため、レギュレーションDの改正(準備率の地域区分の廃止等)ともども実施が延期されていたものである。今回これが実施に移されたのは、原告銀行協会が、レギュレーションJの改正が実施されればとにかえしのつかない損害を受けることなどを立証できなかったところから、地裁が10月19日に申立てを棄却、さらに、銀行協会の控訴に対してもコロンビア地区連邦高等裁判所が11月8日にこれを棄却したことによるものである。

なお、連邦準備制度では、当初から明らかにしていたように、同制度非加盟銀行が本改正により資金繰りひっ迫等をきたした場合には、連銀貸出により救済する用意がある旨付け加えている。

◇米国、国庫債務限度額を引上げ

ニクソン大統領は10月27日、同月末に期限到来の国庫債務限度額(4,500億ドル、うち永久限度額4,000億ドル、臨時限度額500億ドル)を明年6月30日までの期限付きで4,650億ドルに引き上げる法律(永久限度額は4,000億ドルに据置き、臨時限度額のみを500億ドルから650億ドルに引上げ)に署名した。

本法は、もともと財政赤字抑制のため73会計年度の歳出限度を2,500億ドルとし、これを超過する場合の歳出削減権を大統領に与えることを内容とする法案の一部として提出されたものであるが、歳出限度の部分は上院で否決、結局期限の迫っていた国庫債務限度額の引上げの

みが独立に議会を通過したものである。なお、歳出限度が法定されなかったため、国庫債務限度額は年度内に再引上げの可能性もあるとされている。

◇米国金利配当委員会、短期金利上昇の動きに警告

金利配当委員会(委員長、パーンズ連邦準備制度理事会議長、71年10月設置)は10月12日、要旨次のような声明を発表、最近の短期金利上昇ことにプライム・レートへの引上げに警告を発した。同委員会がこうした警告声明を発したのは設置以来はじめてである。

「本委員会は最近のプライム・レート上昇に関心をもっており、金利の安定が政府の経済安定化計画(Economic Stabilization Program)の奏功のためにいかに重要であるかにつき、銀行、各種金融機関がいっそうの自覚をもたれるよう希望する。また今後本委員会が、金利動向を見守っていく際には、資金コストのみならず、金融機関の収益状況をも監視(surveillance)の対象とするよう計画中である」。

ちなみに、プライム・レートは本年1月下旬(4.5~4.75%)をボトムに上昇に転じ、10月初旬には5.5~5.75%とボトム比1%方上昇、昨年8月の新経済政策実施時の水準(6%)に近づいていた。

欧州諸国

◇拡大EEC、首脳会談を開催

拡大EEC 9か国は10月19、20日、パリで首脳会談を開催し(「国別動向」参照)、会談終了後、概要以下のような共同声明を発表した。

(1) 経済通貨政策

イ. 経済通貨同盟をおそくとも1980年末までに完成させることを目指す。このため、1974年1月1日からEECを「第2段階」へ移行させるのに必要な措置を、1973年中にとることとする。

ロ. 欧州通貨協力基金(Fonds européen de coopération monétaire)を1973年4月1日以前に創設する。

(イ) 本基金は閣僚理事会が決定する一般の指針に従いつつ、中央銀行総裁会議により管理される。

(ロ) 本基金の当初の段階における機能は以下の項目を基礎とする。

① 域内通貨相互間の為替変動幅縮小のための中央銀行間の協調

② 共同体加盟国通貨による介入に伴って生ずる各国間債権債務関係の多角化および域内決済の多角化

③ 上記多角化にあたっては、欧州通貨計算単位 (unité de compte monétaire européenne) を使用

④ 現行の中央銀行間短期信用供与機構の管理

⑤ 為替変動幅縮小協定上の信用供与と上記④の短期信用供与とをあわせて新たな機構に再編成 (ただし短期信用供与機構の協議手続き等基本的性格は不変)

(イ) 共同体の担当機関は以下の報告書を作成する。

① 短期信用供与の整備に関する報告書(おそくとも1973年9月30日まで)

② 各国準備資産の漸進的な共同管理移行に関する報告書(おそくとも1973年12月31日まで)

ハ. 経済政策のいっそう緊密な協調を図るため、より有効な協議手続きを共同体として定める。当面インフレーション対策が優先課題であるので、10月30日、31日の拡大閣僚理事会において、そのための種々の分野にわたる具体的な共通対策を決定する。

ニ. 国際通貨制度改革問題についてはE E Cは共通態度で臨む。将来の国際通貨制度は公正かつ持続的な秩序樹立を目指すものとし、次の原則に基づくものでなければならない。

(イ) 調整可能な固定平価

(ロ) 各国通貨の全般的交換性

(ハ) 国際流動性供給の有効な規制

(ニ) 準備資産としての特定国通貨の役割減少

(ホ) 国際収支調整過程の有効かつ公正な機能

(ヘ) 加盟各国の権利および義務の平等

(ト) 短期資本移動の均衡破壊的效果の縮小

(チ) 発展途上国の利益に対する配慮

(2) 地域政策

地域開発基金(Fonds de développement régional)を1973年末以前に創設する。本基金は、共同体固有の資金で運営されるが、実際の活動に際しては地域開発を要する当該国の政府援助とあいまって、拡大共同体における主たる地域的不均衡の是正に資するものとする。

(3) 社会政策

雇用および職業訓練に関する共通政策の実施、労働条件および生活水準の改善、消費者保護政策の協調、などのプログラムを1974年1月1日以前に策定する。

(4) 域外との関係

E E Cは、世界貿易の調和ある発展のため、米、日本、カナダなど先進工業国と、関税、非関税各障壁に関し互恵の原則にたった建設的な話し合いを行な

う。このためE E Cの諸機関はおそくとも1973年7月1日までに貿易交渉に臨むE E Cの態度を確立する。またE E Cは1975年中にこの貿易交渉が完結することを望む。

(5) 欧州同盟

加盟国間の諸関係の総体(l'ensemble des relations des Etats membres)を1970年代中に欧州同盟(Union Européenne)に進展させる(transformer)ことを重要な目標とし、共同体の諸機関は本問題に関する報告を1975年末までに作成し、首脳会談に提出する。

◇E E C、共通インフレ対策を決定

E E Cは10月30、31日の両日、蔵相による閣僚理事会をルクセンブルクで開催(英国等加盟予定3か国も出席)、さきの首脳会談での決定(前項)に基づきE E C共通インフレ対策を検討し、概要次のとおり決定をみた。

(1) 物価抑制の目標

加盟国は、本年12月から明年末までの消費者物価上昇率を4%に抑制するよう努力する。

(2) 共通対策

イ. 通貨政策

(イ) 通貨総量(貯蓄性預金を含むいわゆるM₂)の増加率を今後1974年末までの間に「実質国内生産増加率プラス抑制目標とされる物価上昇率」の水準にまで漸進的に引き下げる(ただし、失業問題をかかえる国については各国との協議を経て修正可能。反面、完全雇用にする国については1973年中に目標の半ばを達成することが必要)。

(ロ) 目標達成の手段としては、金利政策、流動性調節策(とくに準備率操作)、場合によっては市中貸出規制をとることを推奨する。

(ハ) 加盟国は、域外からの均衡破壊的な短資流入を阻止するため従来の諸措置を継続ないし強化するとともに、域内においても貿易資本移動の自由を保ちながらもリーズ・アンド・ラッグズ等による投機的な資本移動を防止するために協調する必要がある。

(ニ) 各国中央銀行はユーロ・ダラー市場への放資を縮小する。また各国通貨総量の動向について3か月ごとに検討協議を行なう。

ロ. 財政政策

(イ) 各国は本年度および来年度の予算執行に厳格な自己規律を課する。また、財政政策委員会は3か月ごとに1973年度予算の執行状況を検討する。

(ロ) 来年度の財政支出は名目国内生産の伸び率の範囲内にとどめる。

(イ) 当初予算作成の見通しを上回って物価が上昇したことに伴う歳入余剰は、財政赤字の削減、間接税の引下げに充当するか、あるいは、中央銀行に凍結する。一方歳入不足分を通貨総量の増加によってファイナンスしてはならない。

(ロ) 1973年中にインフレが鎮静傾向を示さない場合には、増税ないし財政支出削減を考慮する。

(ハ) なお、失業問題に当面している国は、財政政策についても通貨政策の場合と同様例外が認められる。

ハ. 域外通商政策

(イ) 食肉類の輸入関税を来年2月1日までの間50%引き下げる。この間食肉不足問題に対するE E Cとしての全般的な対処策を再検討する。また、ばれいしょの輸入割当てを11月15日から2月15日の期間廃止する。

(ロ) 閣僚理事会は委員会の提案に基づき、来年1月31日までに輸入数量制限、一般特惠関税の適用、場合によっては、インフレ対策上有効な特定品を対象とした域外共通関税引下げに関する域外通商政策面での措置について態度を決定する。

(ハ) 閣僚理事会はすみやかに、域内での食料品および医薬品の通商を円滑化するための指令に関し態度を決定する。

ニ. その他

(イ) 各国は、賃金および利潤の名目増加率をモデレートにすることを物価抑制のための基本的条件のひとつであることを確認し、労使双方との話し合いに努める。また、工業製品およびサービス価格の動向を監視するため、それぞれの国内事情に適應した手段を用いる。

(ロ) 各国は、インフレ対策推進と並行して、職業訓練および再教育の促進に努め、失業問題によってインフレ対策が制約される度合いを減少させる。

(ハ) 委員会ならびに各国政府は、その競争政策を強化する。

(ニ) 以上の対策による結果を、おそくとも来年の閣僚理事会で検討する。

なお、加盟予定国も以上の対策につき協議をうけた。各国はその国内事情ならびに現在の経済政策手段にかんがみ上記の諸目標に合意して、諸目標達成に必要な措置をとる用意があるとの態度を表明した。

◇英蘭銀行、公定歩合方式を変更

1. 英蘭銀行は10月9日、従来原則として木曜日の理事会で決定し、発表していた Bank Rate 方式を取りや

め、10月13日以降は新たに定められる最低貸出歩合 (minimum lending rate) 方式による旨発表した。

同行発表文の内容は以下のとおり。

「10月13日以降毎週金曜日に行なわれる T B 入札の平均レートに0.5%を上乗せしたもの(ただし0.25%刻みとし、端数のある場合は上方に切上げ)を英蘭銀行の市場に対する minimum lending rate(最低貸出歩合)とし、従来定例的に(毎週木曜日)行なってきた Bank Rate の発表は取りやめる。ただし英蘭銀行が必要と認めた場合には、大蔵大臣の承認を得て、上記方式によらずに貸出歩合を定めることができるものとする」。

2. 本措置に関するバーバー蔵相の声明文は以下のとおり。

金融調節および金融機関の競争促進に関する新制度が発足したため、公定歩合の金利構造を決定する役割は低下した。とくに新制度においては、公定歩合と交換所加盟銀行の預貸金金利との連動が廃止された。

それ以来公定歩合のおもな機能は、英蘭銀行が短期金融市場に貸出を行なう際の最低金利であるにすぎなくなっている。こうした状況下では、この技術的な短期市場金利が、これまでの Bank Rate の変更におけるような硬直性をもつこと (subject to rigidities) は適当ではない。必要なのは、マネー・マーケットの条件の変化により弾力的に反応し、またその毎週の動きが金融政策の大きな転換を示唆 (signal) しているとは見なされないような金利である。

以上の理由により、今後は英蘭銀行の「最後のよりどころとしての金利 (last resort rate)」をマネー・マーケットの実勢金利と連動させることとなった。通常この金利は毎週金曜の T B 入札平均レートの $\frac{1}{2}$ %高(端数を切り上げて $\frac{1}{4}$ %刻みとする)とし、したがって T B レートの変動とともに自動的に $\frac{1}{4}$ %の倍数ずつ変動することとなる。この方式は本金利に現在よりかなりの弾力性を与えると同時に、T B レートに対しては常にマージンが保たれ、「罰則金利」となって、やむをえないとき以外には英蘭銀行借入れが行なわれないこととなる。

こうしたことから、通常、英蘭銀行の「last resort rate」は市場金利に追随することとなり、木曜日の正午に Bank Rate を発表する従来の慣行は廃止される。しかし、当局が諸金利をはっきりとリードしていきたいと思う場合もありうるわけであり、その際には本金利を上記方式によらず独立に定めることとする。

これらの変更は昨秋導入された新金融調節方式の理念と軌を一にするものであって、これにより当局の金融市場における操作がいつも弾力的となり、調節方式の効

率化が図られることとなろう。

金利はここ数ヶ月間上昇している。これは資金需要が
おう盛であったからにはほかならないが、これはもちろん
マネー・サプライの過度の伸長を抑制するという目的に
もなっている。しかしこの点に関し次の点を明確にし
ておきたい。経済諸指標から判断すると、経済は過去10
年間平均の約2倍、年率5%程度の成長をしつつあるも
のと思われる。これはわれわれの国民生活を向上させる
唯一の道なのであり、この目的達成に必要な政策遂行を
阻害するつもりはないということである。

3. なお、最低貸出歩合は10月13日から26日までは7.25
%で推移し、27日以降は7.5%へと上昇をみた。

◇英蘭銀行、特別預金制度を発動

英蘭銀行は11月9日、新金融調節方式下はじめて特別
預金制度を発動する旨発表した。概要以下のとおり。

- (1) 11月15日現在の対象債務の1%を同行特別預金勘定
に預入させる。
- (2) 対象金融機関は、北アイルランド系銀行を除く全銀
行および割賦販売金融会社(対象債務5百万ポンド以
上のもの)とする。
- (3) 預入は11月30日および12月14日に0.5%ずつ積み立
てさせる。

同行では今回の措置の背景につき、「最近のマネー・
サプライの増勢鈍化基調を維持することが必要である
が、12月には財政の大幅散布と政府借入れ需要のTBに
よるファイナンスが見込まれ、これが金融機関の流動性
ポジションを好転させることとなるため、これを中立化
させることとしたものである」としている。

◇英国政府、賃金、物価等を凍結

1. 英国政府は11月6日、臨時措置法により賃金、物価
等を凍結する(同法成立を待たず即時実施)ことを発表し
た。本措置は「インフレ抑制計画第1段階」と規定され、
凍結期間中にその後の本格的な所得政策を策定すること
が予定されている。

2. 同日発表された同名の白書の概要は以下のとおり。

- (1) 7月以来の政府、英国産業連盟(CBI)、労働組合
会議(TUC)の3者会談において、今後、1年間の経
済政策につき、国民総生産および実質所得の増大、低
所得者層の地位向上、コスト・価格上昇の抑制を目標
とすべき点で合意を見た。政府は9月26日、上記目標
達成のための提案を行なったが、これについては11月
2日、合意成立が不可能と判明した。

(2) 政府は上記合意の不成立により法的規制が必要との

結論に達し、正式の法律が成立するまでには時間を要
するため、とりえず物価、家賃、配当および賃金の
即時凍結を実施することとして臨時措置法案を提出す
る。同臨時措置法は発効(注)後90日間有効とし、正式
の法律の成立が遅れた場合にも凍結継続を可能とする
ため、60日間延長しうるものとする。

(注) 本措置は発表と同時に実施に移されたが、正式には女王裁可を待
って発効となる。

(3) 国内で供給される財・サービスについて、公共部
門、民間部門を問わず凍結の対象とする。現在まで未
実施の価格引上げは、すでに発表されたものであっても
これを認めない。

(4) コスト上昇が急激なためこれを吸収することが不可
能な企業は、関係官庁に値上げ案の許可申請を行なう
ものとする(ただし、生鮮食料品、輸入原材料等仕入
れ価格上昇による値上げについては申請を免除する)。

(5) 賃金・俸給についても凍結を実施し、この場合、労
働条件改善(労働時間、日数等)に伴う実質的な上昇も
認めないこととする。

(6) 関係大臣に対し、本措置に違反する価格引上げ等を
無効としうる権限を与え(布告または命令により値上
げを取り消させる)、同時に違反者に対しては罰金(注)
を課すこととする。

(注) 議会に提出された法案(Counter-Inflation(Temporary Pro-
visions)Bill)では最高400ポンドとされている。

◇英国銀行協会改組

1. 英国銀行協会は11月上旬、以下のとおりその会員範
囲を拡大、改組を行なった。これにより会員の範囲は、
従来の銀行(Bank)という名称をもったものから、実質
的に銀行と同様の機能を営んでいる金融機関(正確には
英蘭銀行により公認され、英国内で規制されているもの)
まで拡大され、同時に外国銀行(11月1日現在176行)が
準会員となることが認められた。

(1) 現 会 員

ロンドン交換所加盟銀行(Clearing Banks)	6行
その他銀行(Other Banks)	2々
スコットランド系銀行(Scottish Banks)	3々
アイルランド系銀行(Irish Banks)	4々
英国海外銀行および英連邦銀行(British overseas and Commonwealth Banks)	26々
計	41々

(2) 新規会員

引受会社(Accepting Houses)	17社
発行業者(Issuing Houses)	13々

割賦販売金融会社(Finance Houses)	5社
割引商社(Discount Houses)	12社
計	47社

2. 今回改組の動機は、E E C加盟を明年1月1日に控え、英国の銀行組織全体を代表して対外折衝に当たりうる組織を作る必要性が高まったことにあり、改組後の英国銀行協会はブリュッセルの銀行連盟(Fédération Bancaire)に加盟する見込みである。なお、E E Cでは現在、加盟国相互間における銀行設立の自由化、加盟国銀行に対する差別的扱いの撤廃等を内容とする各国銀行法の統一化が検討されている。

◇西ドイツ、公定歩合を再引上げ

1. ブンデスバンクは11月2日、定例中央銀行理事会において次のように公定歩合等の引上げを決定、翌3日から実施した。

- (1) 公定割引歩合を3.5%から4.0%に引上げ。
 - (2) 債券担保貸付利子歩合(ロンバード・レート)を5.0%から6.0%に引上げ。
 - (3) 大蔵省証券、割引国庫債券、備蓄機関証券の売りオペ金利を引上げ(注)。
- (注) 大蔵省証券および備蓄機関証券については0.5%、割引国庫債券については0.75%引上げ。

2. 今次措置に関するブンデスバンクの説明および会議後のクラークゼン総裁の記者会見での発言は次のとおり。

「前回の公定歩合引上げ(注1)以後も対外経済情勢は落着きを続けており、これに伴いさらに金融政策を働かせる余地が生じたので、ブンデスバンクはこれを活用することとした。再引上げのねらいは、依然衰えぬ国内の借入れ需要とマネー・サプライの増加を抑制し、物価上昇持続をこの面から阻止することにある。これまでの公定歩合の水準は対外経済面への配慮から異常に低く据え置かれてきており、今回の引上げはその正常化を意味するものであるが、現在の物価上昇テンポが今後も持続するような場合には、ブンデスバンクは断固として引締めを行なう所存である。ロンバード・レートを大幅に引き上げた結果、割引歩合との金利差が2%に拡大したが、これは最近市中銀行のロンバード借入れが著増をみている(注2)ので、このルートからの資金調達コストを意識的に高めようとしたものである。」

(注1) 10月号「要録」参照。

(注2) 再割引枠使用率は88%程度といわれ、事実上ほぼ満額。

◇西ドイツ、物価上昇抑制策を決定

西ドイツ政府は10月27日、物価上昇抑制に関する決定

を公表したが、そのおもな内容は次のとおり。

- (1) 政府は、対外経済面からの金融政策活用之余地を安定化政策、景気政策(Stabilitäts-und konjunktur politik)上の観点からさらに活用しようとするブンデスバンクの意図を支持するとともに、同行と協力して73年のマネー・サプライの増加率を73年に見込まれる名目G N Pの伸び率の範囲内に押える。
- (2) 経済・蔵相はブンデスバンクの金融政策手段の改善に関し、可及的すみやかに改正法案を作成するよう委任された。この場合、とくに最低準備制度の効果を高めるような方向で検討することが必要である。
- (3) 72年度連邦予算における自然増収分は政府借入れのいっそうの圧縮に充当する。
- (4) 73年度連邦予算の歳出を名目G N Pの伸び率の範囲に押え、政府借入れが72年のそれを上回らないようにする。
- (5) きたるE E C蔵相会議(別項参照)において、第3国ないしE E C加盟予定国からの輸入を容易にするための決議が得られるよう努力する。
- (6) 政府は経済・蔵相および農相に対し、通商・農業政策の分野での物価上昇抑制のための措置をとることを委任する。

◇フランス、貸出準備率の最高限度の引上げ等を決定

1. 国家信用理事会は10月16日、貸出準備率の最高限度を本年6月に続き(7月号「要録」参照)さらに引き上げる(15→50%)とともに、フランス銀行に対し、必要に応じてフラン建非居住者勘定(ただし、一覽性および期間180日未満のものに限る)に対する付利禁止措置を実施できる権限を付与することを決定した。

2. フランス銀行は本決定に関し「通貨総量および銀行貸出の増勢に対し、より有効に対処しうるよう、金融政策手段の整備拡充を図ったものである。すなわち、貸出準備率最高限度の引上げは、すでに4月6日以降増加した残高に対しては現行制度の最高準備率を適用しているにもかかわらず、銀行貸出の増勢鈍化がうかがわれない事態に対処しようとしたものであり、一方、フラン建非居住者勘定に対する付利禁止措置の授權は、国内面への配慮から金融市場介入金利を引き上げる際、場合によっては国内金融市場を海外市場から遮断しうる道を用意しておこうとしたものである」と説明している。

◇フランス、公定歩合を引上げ

1. フランス銀行は11月2日、公定歩合を0.75%引き上げ(5.75→6.5%、ただし、E E C諸国外向けの輸出関係

中期手形割引率および大蔵省証券買入れ利率は据置き)、即日実施することを決定した。同行の新金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

基準割引歩合	6.5%(5.75%)
証券担保貸付	8.0%(7.25%)
輸出関係手形(中期)	
E E C諸国向け	6.5%(5.75%)
その他向け	4.5%(4.5%)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%(4.0%)

2. フランス銀行筋では、「通貨総量増加抑制の見地から9月中旬以降金融市場介入金利を引き上げ、10月26日第2種民間手形の買オペを再び停止した結果、民間手形の市場金利は公定歩合を上回るに至ったので、かかる金利体系上の変則的な事態を解消し、金融市場における金利操作の余地を拡大する必要があった。あわせてE E Cの共通インフレ対策の線に沿い、インフレーション問題に取り組むフランス当局の姿勢を内外に印象づける意図もこめられている」と説明している。

また、ジスカールデスタン蔵相は「今回の引上げは欧州的決定(une décision européenneである)」とのコメントを行なった。

◇フランス、市中貸出金利を引上げ

フランスの主要銀行は11月3日、9月中旬以降金融市場金利がかなりの上昇をみたことから(民間手形翌日物、9月18日3½%→11月2日6¼%)、2日の公定歩合引上げ(前項参照)を契機に、短期貸出基準金利を0.4%(6.3→6.7%)引き上げ、6日から適用することとした。その他前回引上げ時(9月11日、10月号「要録」参照)に据え置かれた短期輸出関係および設備関係中期信用の金利も、今回は0.4%引き上げられた。また、不動産関係長期信用金利も0.20~0.25%引き上げられた。

◇フランス、最低賃金を引上げ

フランス政府は10月31日、最低賃金制度(S M I C)に基づく時間当たり賃金を、現行4.30フラン(72年7月1日以降実施、7月号「要録」参照)から4.55フランに引き上げ(上昇率+5.8%)、11月1日から実施することを決定した。今回の引上げは、従来同様前回実施時以後の物価上昇に対応する分0.12フランに、一般賃金との格差を縮小する分0.13フランを上積みして決められたもので、政府の社会政策推進の一環である。この結果、最低賃金の引上げは年間18.2%に達し、一般賃金の伸び(年間+11~12%と推定)をかなり上回る伸びとなった。

◇フランス、現行物価抑制策に違反した企業に対し罰則を適用

1. フランス大蔵省は10月中旬、現行物価抑制策(年間価格計画、4月号「要録」および7月号「国別動向」参照)に違反した企業10社に対し罰則を適用する省令を発した。罰則措置は次のとおり。

- (1) 現行価格の引下げ(約5%)——3社。
- (2) 年間価格計画適用をやめ事前届け出制(1ヵ月前に届け出、当局に拒否権あり)を適用——7社。

2. なお、大蔵省は経団連に対し、ここ数ヶ月の現行価格規制の遵守状況を明らかにしたが、その概要次のとおり。

- (1) 年間価格計画協定を締結した企業のうち2,000の企業を検査したところ、協定違反企業は2社、協定に違反したがただちに是正した企業は16社であった。
- (2) 年間価格計画協定を締結せず事前届け出制に服している企業のうち1,200社を検査したところ、5社が事前届け出を行わず、その他警告に値する企業が約10社あることが判明した。
- (3) 価格が自由化された企業(4月号「要録」参照)に関する情報によれば、これら企業の価格引上げ幅は価格規制を受けている企業とまったく同様であった。

◇オーストリア、インフレ抑制策を実施

1. オーストリア大蔵省、国民銀行および市中金融機関代表は10月23日、外資流入防止ならびに金融機関による過度の信用膨張抑制のため、以下の措置をとることを申し合わせた。

- (1) 金融機関が対外債務に対する通常の compensation balance 以上の対外債権を保有しなければならないとの申し合わせ(7月号「要録」参照)を明73年央まで延長する(当初は6月15日から数ヵ月間実施の予定であった)。
 - (2) 金融機関に対する貸出規制を9月30日にさかのぼって強化し、普通銀行貸出の預金債務に対する比率は68%から50%に引き下げる。これにより貸出枠は約1%(約20億シリングに相当)引き下げられることになる(注)。
- (注) 同国では、1957年4月以降市中貸出規制を実施しており、規制方法は、自己資本ならびに負債に対して一定比率を乗じた額の合計額の枠内に収めるというもの。
- (3) 上記貸出規制に関する紳士協定の対象となる金融機関の範囲を中小金融機関にも拡大する。
 - (4) 建築貯蓄金庫は外国人に対する土地・住宅取得関連融資を自粛する。
 - (5) 国民経済的に好ましくない消費金融を自粛する。

(6) 当座貸越契約の締結に際し、一律の手数料(0.5%)を徴求する。

(7) 内国確定利付債券の非居住者への売却は、非居住者からの債券購入額および非居住者保有債券の償還に伴って支払った額プラス5億シリング(全金融機関、全債券の合計額)までを許容限度とする。

2. 本申し合わせに関するオーストリア国民銀行のコメントは次のとおり。

「今回の措置は国内流動性が依然高水準を続け、物価も引き続き騰勢を持続している状況にかんがみ、外資の流入防止を図るとともに金融機関の過度の信用拡大を抑制するため、大蔵省、国民銀行、市中銀行の3者間でかねて検討されてきたものである。(4)の外国人に対する土地・住宅金融の自粛、(5)の消費金融の自粛はいずれも moral suasion にすぎないものであるが、上記措置全体では約60億シリングの流動性圧縮に役だつものと見込まれる」。

オーストリアの主要経済指標

	1970年	1971年	1972年		
			第1 四半期	第2 四半期	最 新 月
鉱工業生産* (1963年=100)	153 (8.5)	163 (6.5)	167 (3.1)	169 (4.3)	172 (6.8) (7月)
○失業者数* (月平均、千人)	59 (68)	53 (59)	46 (51)	55 (56)	53 (53) (8月)
賃 金 (1963年=100)	160.6 (10.2)	178.4 (11.1)	186.6 (6.2)	197.3 (10.4)	207.8 (15.8) (8月)
消費者物価 (1963年=100)	128 (4.1)	134 (4.7)	139 (6.1)	141 (6.0)	144 (5.9) (8月)
卸売物価 (1963年=100)	122 (4.3)	128 (4.9)	130 (2.4)	132 (2.3)	134 (3.9) (8月)
銀行貸出 (末残・十億シリング)	49.17 (14.6)	59.35 (20.7)	62.64 (23.2)	65.85 (21.3)	67.91 (19.6) (8月)
マネー・サプライ (末残・十億シリング)	70.98 (6.7)	82.88 (16.8)	85.66 (14.3)	92.48 (14.1)	98.95 (18.1) (8月)
輸 出* (FOB)	238 (18.4)	261 (9.7)	290 (16.5)	306 (18.1)	301 (17.1) (7月)
輸 入* (CIF)	296 (26.0)	346 (16.9)	391 (20.7)	414 (20.3)	421 (22.4) (7月)
○貿易収支*	△ 58 (△ 34)	△ 85 (△ 58)	△ 101 (△ 75)	△ 108 (△ 85)	△ 121 (△ 86) (7月)
○金・外貨準備 (末残・百万ドル)	1,751 (1,530)	2,343 (1,751)	2,370 (1,780)	2,486 (1,886)	2,938 (2,231) (9月)

(注) 1. *印は季節調整済み計数。

2. カッコ内は前年同期(月)比増減(△)率。ただし、○印は同実数。

資料: OECD, Main Economic Indicators, IFS, オーストリア国民銀行月報。

◇スイス、最低預金制度を一部緩和

1. スイス国民銀行は最近における外資の流出等に伴う金融市場の引き締まりに対処するため、最低預金制度を次のとおり手直しし、10月31日から実施した。

(1) 居住者債務に対する最低預金制度(8月号「要録」参照)について、積立て所要額の20%を解除する。

(2) 非居住者債務に対する最低預金制度に関し(注)、

イ. 外貨建債務の増加のうち外貨建債権の増加によりカバーされている分については、その準備率を従来の20%から10%に引き下げ、

ロ. 一方、スイス・フラン建債務の増加分(スイス・フラン建債権増加による相殺を認められていない)については、その準備率を40%から80%に引き上げる。

2. 本件に関するスイス国民銀行のコメントは次のとおり。

「国民銀行が10月に為替市場で行なったドルの放出(約

10億スイス・フラン)や資本輸出のためのドル売却によって、それまでの外資流入から生じていた過剰流動性はおおた解消し、金融市場はむしろいくぶん引き締まる傾向を示している。今回の措置はかかる情勢を考慮し、今後年末にかけて季節的にひっ迫する金融を円滑にするために行なったもので、これにより解除される流動性は国内債務関係で3.8億スイス・フラン、対外債務関係で2億スイス・フランと見込まれる。国内債務に対する措置は準備率そのものを変更したのではなく、最低預金の一部を一時的に解除するもので、年明け後の情勢をながめたいえでもともどすかどうかを再検討する予定である。非居住者債務については、外貨建債務に関する準備率を引き下げたのは、これが外銀支店等一部の銀行にとってとくにきびしい制約となっていたことを考慮したものであり、一方で、全体の緩和額を適当な額に収めるため、スイス・フラン建債務に対する準備率を引き上げることとした」。

(注) 非居住者債務に対する最低預金制度は71年8月に導入され、以来数次の改正が行なわれてきた(46年9月号、47年4月号および7月号「要録」参照)が、その特徴は、当初ネットの対外債務増加分に対し準備率を課していたのを、しだいに対外債権増による相殺の範囲を縮小し、ネット・ベースからグロス・ベースに移行してきていることである。

◇スイス、銀行の対外ポジション規制を廃止

スイス国民銀行は、本年7月5日から実施してきた銀行の対外ポジション規制(7月号「要録」参照)を10月16日限りで廃止した。同行では、「本規制はもともと効果があらず、早い機会にやめたいと考えていたが、昨今為替市場に落ち着きが定着してきたので踏み切ったものである。ただ、根拠政令そのものを廃止したわけではないので、万一為替市場に再び不安が生じた場合にはいつでも復活できる態勢にある」旨コメントしている。

◇オランダ、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は11月3日、公定歩合を1%引き上げ、6日から実施する旨発表した。同行の金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引歩合

為替手形および政府証券 4.0%(3.0%)

約束手形 4.5%(3.5%)

当座貸越および担保貸付利子歩合

個人・私企業向け 5.5%(4.5%)

その他向け 4.5%(3.5%)

2. オランダ銀行は、「本措置は最近の国内および海外金利の大幅上昇にかんがみとられたもので、本年9月の公定歩合引下げ(9月号「要録」参照)前の水準に復帰したにすぎない」とコメントしている。

同国の景況は最近上向いてはきたが、その反面インフレーションが深刻化(8月の消費者物価、前年比+7.5%)しているため、目下昨年8月に廃止した所得政策の再導入等物価抑制策の検討が続けられている。金融面でも9月以降引締めぎみの政策がとられていたが、11月2日に西ドイツ、フランスがそろって公定歩合の引上げを決定した機会を捉えて追随引上げに踏み切ったものである。

◇ベルギー、1973年度予算案を発表

ベルギー政府は10月上旬、1973年度予算案に関する一般声明を発表した。それによると、73年度予算案作成の基本方針は72年度同様、①高水準の雇用を達成する、②物価の安定を図りつつ最大限の成長を達成する、などであるが、景気回復の過程で物価が大幅に上昇している現状にかんがみ、とくに物価安定に重点がおかれている。73

年度予算案の特徴点は次のとおり。

- (1) 財政支出総額の抑制(73年度前年度比+11.7%、72年度同+16.7%、なお73年度一般予算の伸び率は10.4%)。
- (2) 一般予算を若干の黒字(1億ベルギー・フラン)とし、総予算の赤字幅も縮小させる。
- (3) 政府の年間資本支出計画額(予算措置を伴わない部門も含む)は前年度を下回る水準に押えることとする(72年度908→73年度861億ベルギー・フラン)。

ベルギーの1973年度一般予算案

(単位・億ベルギー・フラン)

		予 算 額
歳 入 合 計		4,068
うち 租 税 収 入		3,959
そ の 他		109
歳 出 合 計		4,067
収 支 じ り		+ 1

◇南アフリカ、ポンド・リンクを離脱し、新平価を設定

1. ディードリクス南アフリカ蔵相は10月24日、以下の措置を発表した。

(1) 南ア・ラントの平価を純金1オンス当り29.75ラントに変更する(1ラント=1.28米ドル、従来の平価1ラント=1.33米ドル、切下げ率3.8%)。

(2) 南ア・ラントのポンド・リンクを廃止、米ドル・リンクに移行する。これに伴い南ア準備銀行は米ドルに対する上下限売買レートをquoteすることとなる。

2. 南ア・ラントは6月30日以来英ポンドに追随してフロートしていたが(7月号「要録」参照)、10月下旬以降のポンド相場的大幅下落により輸入物価の急騰が懸念されたため、今回ポンド・リンクを廃止したものである。

なお、新平価は昨年12月21日設定の旧平価比では切下げとなるが、10月下旬におけるラント市場相場比では約4%の切上げとなる。

ア ジ ア 諸 国

◇DAC、援助条件目標を改訂

第11回DAC上級会議(注1)は10月16~18日、パリで開催され、政府開発援助の条件目標に関する新勧告を採択した。本勧告は73年1月以降の約束額に適用されるが、69年の前回勧告に比べて一段ときびしい内容となっている。その概要、次のとおり。

- (1) 政府開発援助は、発展途上国の経済開発と福祉増進を主目的として供与され、少なくとも25%のグラント・エレメント(注2)を含む援助に限定する(従来は商業ベースの条件よりもかなりソフトな援助と定義)。
- (2) 政府開発援助約束額の平均グラント・エレメントは少なくとも84%とする(前回勧告の目標は約76%に相当)。
- (3) 「貧しい発展途上国(注3)」(1人当たりGNP 200ドル以下)に対する政府開発援助の条件は、援助供与国中最もソフトな国の条件にきや寄せする。
- (4) 「後発発展途上国(注4)」に対する政府開発援助については、①73年以後の3年間、約束額全体のグラント・エレメントを被援助国ごとに少なくとも86%とするか、②「後発発展途上国」全体について毎年少なくとも90%とする。

本勧告のねらいは、①本年4～5月の第3回UNCTAD総会等で発展途上国側が広範な援助拡充要求を打ち出しているため、DACとしても条件緩和等を中心に漸次これに應ずる必要があること、②条件緩和が遅れている一部加盟国に対し改善を迫り加盟国間の負担公平化を図ること、③発展途上国の債務返済負担の増大を抑え援助効果を高めること、などにあるものとみられている。

(注1) DAC上級会議は、OECD開発援助委員会の最高機関。加盟国の援助担当閣僚ないし政府高官が出席して毎年1回開催され、DACの活動成果を総括するとともに、勧告等の採択を行なう。

(注2) グラント・エレメントとは、政府開発援助に関し、その条件が商業ベースに比べて緩和されている度合いを示す指標。贈与のグラント・エレメントは100%、借財については金利10%以上のものは0%とされ、同10%以下のものは返済期間、据置き期間(両者が長期化する場合グラント・エレメントが増大)をも考慮してDACが定めた計算式で計算される。

なお、政府開発援助全体のグラント・エレメントは次式により算定される。

$$\frac{\text{贈与額} + \text{借財額} \times \text{同グラント・エレメント率}}{\text{政府開発援助総額}} \times 100(\%)$$

(注3) DACは今次勧告に際して、1969年の1人当たりGNPにより、アジア12か国、アフリカ19か国、中近東、中南米各1か国、計33か国を「貧しい発展途上国」と指定。アジアではインド、パキスタン、バングラデシュ、ビルマ、インドネシア、タイ、南ベトナム、クメールなどの諸国が含まれる。

(注4) UNCTAD 理事会は71年8月、①1人当たりGDP 100ドル未満、②文盲率80%以上、③GDPに占める製造業の比率10%以下、などの基準により、アフリカ16か国、アジア8か国、中南米1か国計25か国を「後発発展途上国」と認定した。アジアではアフガニスタン、ネパール、ラオス、西サモアなどがこれに該当。

◇発展途上24か国蔵相・総裁会議の開催

発展途上24か国の第2回蔵相・総裁会議(注)は、IMF・世銀総会直前の9月24日ワシントンで開催され、当面の国際通貨問題について討議するとともに、同総会に臨む共同の対処方針をまとめ、次のようなコミュニケを採択した(なお、本会議に先だち9月13～15日、代理会議を開催)。

- (1) 国際通貨制度の適切な運営は、国際社会を構成するすべての国の共通の関心事である。同制度改革のためのIMF当局の努力を評価するとともに、通貨改革討議の場として20か国委員会がIMFに設置されたことを歓迎する。
- (2) 国際通貨制度改革の目的の一つは、先進国から発展途上国への実物資産の移転を円滑化し、発展途上国が過度の債務負担に悩むことがないようファイナンスすることにあり。
- (3) 国際収支の調整を促すための措置は、世界貿易もしくは先進国による発展途上国への援助の拡大を妨げるものであってはならない。
- (4) SDRは、1973年1月以降についても、相当額の新規割当てを行なう必要がある。SDRの第一義的な機能は国際流動性の創出にあるが、実物資産の移転に資する潜在的な機能にいつそう注目すべきであり、こうした観点からSDRと開発金融とのリンク構想を検討することが望ましい。
- (5) 現行IMFクォータの構成は、世界経済における発展途上国の重要性を十分反映していない点で、不満足なものである。

なお、次回会議は、明年のIMF・世銀総会前に開催される予定。

(注) 本会議は、71年10～11月の発展途上77か国グループ会議の決議(リマ憲章)に基づき、国際通貨問題に関する発展途上国間の意見調整および勧告を行なうため設けられたもので、アジア、アフリカ、中南米の発展途上国から選出された24か国の閣僚級ないし中央銀行総裁級代表をもって構成される。第1回会議は、第3回UNCTAD総会直前の本年4月、カラカスで開催された。

◇国際ココア協定の成立

第4回国連ココア会議は、17生産国と38消費国が参加(注1)して、さる3月6日以降ジュネーブで開催されていたが、10月21日、ココア市況の安定化をねらいとする国際ココア協定を採択した。

本協定の骨子は次のとおり。

- (1) 毎年の輸出割当てと緩衝在庫操作(最高買入れ限度25万トン)の実施により、ココア価格をポンド当たり23～32セントの価格帯(注2)内に安定させる。
- (2) 協定は、生産国が5か国以上加盟し、かつその基準輸出割当量の合計が全体の80%以上となり、さらに加盟消費国の基準輸入割当量の合計が全体の70%以上となった際に発効する(ただし最終期限は73年6月末)。
- (3) 協定の実施は73年10月以降とし有効期間は3年間。

ココア協定については、1960年ごろから、市況の乱高下に悩む生産国側の強い締結の要請を背景に関係国間で討議を重ねてきたが(第1回国連ココア会議は63年開

権)、今回UNCTAD事務局長の仲介により、ようやく生産・消費国間の利害調整がはかられ、協定の成立をみたもので、小麦、砂糖、すず、コーヒー等に次ぐ国際商品協定として注目されている。

(注1) 今回の会議には次の主要生産・消費国をはじめ、ほとんどの関係国が参加。

生産国：ガーナ、ナイジェリア、コートジボアール、ブラジル、カメルーン。

消費国：米、西ドイツ、オランダ、英国、ソ連。

(注2) 戦後のピーク(56年9月)はポンド当り48.9セント、ボトム(65年7月)は同9.6セント。

◇南ベトナム、経済復興4か年計画を発表

南ベトナム政府は9月12日、和平後の経済復興をねらいとする4か年計画(72~75年)を発表した。

本計画の特色は次のとおり。

- (1) 農・工業の生産力建直し、道路、港湾などインフラストラクチャの復興を重点に約17億ドルの投資を行ない、年平均6.3%の実質成長を達成する。
- (2) 生産増強を主軸として、消費者物価の上昇率を年率10%以内に抑える(72年4~6月中実績、前年比+23%)一方、復員兵雇用等の観点から就業人口を目標年度までに2割方拡大する。
- (3) ゴム等の一次産品を主体に輸出を回復させる(71年中実績0.1億ドル→75年1.7億ドル)とともに、輸入増加分は復興に必要な機械、資材等に限り、漸次貿易収支の改善を図る(貿易赤字幅、71年中実績8.1億ドル→75年7.4億ドル)。
- (4) 先進国、国際機関からの公的援助のみならず、民間外資の流入を期待し(本年6月、外資優遇を主眼とする新投資法を制定)、総投資額の4割強を海外援助に依存する。

南ベトナムの経済復興4か年計画(72~75年)

	総投資額		実質成長率 (年平均)
	億ピアストル	構成比 %	
農業部門	2,351	35.2	7.0
工業	1,832	27.3	11.7
運輸・通信	779	11.6	3.3
その他	1,698	25.9	
計	6,660	100.0	6.3

◇タイ、金融会社を規制

1. タイ政府は9月22日、金融会社(ファイナンス・カンパニー)の族生に対処して、投資家保護を目的とする大蔵省告示を発表、翌23日から実施した。

同告示の概要、次のとおり。

(1) 金融会社の設立に際しては、金融業務(短期商業金融、中・長期開発金融、消費者金融および住宅金融)と証券業務(ブローカー、証券販売、投資コンサルタント、引受けおよび投資信託)とに区分し、そのいずれかまたは両者について大蔵大臣の免許取得を要する。

(2) 既存の金融会社は、本告示発表後60日以内に大蔵大臣に対し、(1)と同じくいずれかまたは両者の業務につき営業の免許申請を要する。

(3) 授權資本金は、金融業務に従事するか、もしくは金融・証券業務を兼業する場合、最低400万バーツ(既存会社に対しては、同告示実施後1年以内は最低100万バーツ、その後3年以内は最低200万バーツ)、証券業務のみの場合、最低500万バーツ(既存会社に対しては6ヵ月経過するまで猶予)とする。

(4) 各金融会社は、中央銀行に業務報告書を提出し、その監督に服するほか、金融業務に従事する会社に対しては、中央銀行が流動比率、付利限度、1企業への貸付限度を定める。

2. 同国では、近年金利規制など銀行法の適用を受けない金融会社の設立があいつぎ(外銀系を含め現在約100社と伝えられる)、約束手形の振出し、為替手形の売却等により一般投資家から資金を吸収する(預金受入れは認められない)一方、企業貸付、消費者金融ないし証券のブローカー、引受けなどの営業を行っており、かねてからその取り締まりが問題となっていた。

◇インド準備銀行、米ドル為替市場への介入を発表

インド準備銀行は10月3日、同9日以降米ドル為替市場に介入する旨発表した。

発表の概要、次のとおり。

(1) 同行は、為替市場の状況に応じ、公認外国為替ディーラーから米ドルの直物および先物為替(3ヵ月物もしくは6ヵ月物)を買い入れる(さしあたり同行ボンベイ本店のみで買入れ)。

(2) 買レートは直・先物ともロンドン市場における直前営業日終了時の米ドル買レートと取引日における同行の英ポンド買レートとの裁定によることとする。

(3) 同行は、上記裁定レートと異なるレートで介入する権利および予告なしに買入れを停止する権利を留保する。

同国は、昨年末の多角的通貨調整時には印・パ紛争をめぐる米国との対立から米ドル追随を忌避し、英ポンド・リンクに復帰したが、英ポンドのフロートないしレート低落に伴い、米ドル為替(全体の3割強と推測される)のリスク・カバーがむずかしくなってきたため、今

回の措置が採られたものとみられている。

共産圏諸国

◇米ソ両国、貿易協定に調印

米ソ両国政府は本年7月以降、2回にわたり開催された合同貿易委員会(第1回7月20日から8月1日まで、第2回10月1日から10月16日まで)において、貿易拡大のための諸問題を討議してきたが、10月18日包括的な貿易協定の調印を行なった。その概要は次のとおり。

- (1) 両国は、関税、内国税などについて相互に最恵国待遇を供与する。
- (2) 両国は貿易拡大のために相互に輸出延払い信用を供与する。
- (3) 両国の貿易額を、穀物を除き今後3年間に過去3年間の実績(69~71年合計525百万ドル)に比べ3倍の規模まで拡大することを目標とする。
- (4) 米国はモスクワに通商事務所を、ソ連はワシントンに貿易代表部をそれぞれ設置し、通商活動の活発化を図る。
- (5) 輸出入契約上定めがない場合の貿易上の紛争に関する解決を促進するため、第三国に紛争解決の調停を求めることができるようにする。
- (6) 本協定は、受諾書の交換により発効し、有効期間は発効後3年間とする。

本協定の締結については、ニクソン大統領の訪ソ(72年5月)以来懸案となっていたが、最近における穀物協定締結(7月上旬)や、シベリア資源の米ソ共同開発構想の台頭など両国間の経済交流の活発化を背景として、合意に達したものとみられている。また、同時に長年貿易拡大の障害となっていたソ連の対米戦時債務処理問題も解決した(注)。

(注) 第2次世界大戦中に米国が武器貸与法に基づいてソ連に貸与した戦略物資の代金の返済については、両国の主張が食い違い、長年たなげられていたが、このほど返済総額722百万ドル、返済期間30年(1971~2001年)とすることで合意に達し、戦時債務返還協定が調印された。

◇最後の日中覚書貿易協定調印

10月25日から北京で行なわれていた73年度日中覚書貿易交渉は、きわめて順調に進み、同29日に協定書の調印が行なわれた。

今回は日中国交正常化直後だけにはじめて年内妥結をみた昨年(12月21日調印)をさらに上回る早期妥結をみたが、協定金額の面でも往復120百万ドルと68年のMT貿易発足以来最高となった。その背景としては、政治的接

近によって双方の日中貿易拡大意欲が高まっていることもさることながら、①第4次5ヵ年計画を推進している中国側に資本財の輸入意欲が強いこと、②74年から開始が予定されている政府間貿易協定への橋渡し(注)として、ベースとなる協定量をふやしておきたいとの意向が双方に働いたこと、などが指摘されている。

品目別にみると、日本からの輸出は、前年と同様7品目で、前年に比べ特殊鋼、機械類が金額的にはほぼ前年並みのほかは、普通鋼、化学肥料、農薬とも数量的にかなりの上積みが行なわれた模様である。また、輸入については、双方の拡大方針が一致したことから新たにマンガン鉱等3品目が追加され、12品目となったほか、数量的には液卵、玄そば、螢石、たばこが前年に比べかなり増大したといわれる。

(注) 63年に高橋・慶会談覚書きにより開始された覚書貿易(63~67年L・T貿易、68年以降MT貿易)は73年で終了し、正式の政府間貿易協定へ発展的に解消することになっている。

◇中国、経済指標の一部を発表

最近の人民日報、北京周報等の記事には、現在の経済水準を建国(1949年)直後と比較して、その成長ぶりを誇示するものが目だっており、北京周報72年40号(10月3日発行)等に次のような計数が発表されている。

中国の1971年の経済水準

(1949年との比較、カッコ内は年率・%)

工業総生産額	約 20倍 (約15%)
粗鋼生産	131倍 (25%)
石油生産	301倍 (30%)
財政収入	10数倍 (12以上%)
財政に占める国営企業からの税収割合*	34→90%以上 (—)
農業生産額に占める農業税の割合**	12→6% (—)
教育、医療、科学文化面への財政支出**	4倍以上 (8以上%)
鉄道運転区間距離	4倍 (7%)
自動車道路距離	8倍以上 (10以上%)
内陸河川運航可能距離	約2倍 (約3%)
郵便・電報局数	5倍半 (8%)
うち農村	100倍 (23%)
労働者平均賃金	1.5倍以上 (2以上%)
消費者物価指数	20%低下 (△1)
化学肥料、農薬、ディーゼル油価格	1/3~1/2引下げ (△1~2)
薬品価格	80%引下げ (△3)
商品小売総額	6倍以上 (約9%)

(注) ただし、*は50年、**は52年比較。

なお中国は、59年に建国後10年間の経済実績統計を発表(国家統計局編「偉大な10年」59年9月)して以降、マクロ的な経済統計数字を公にしていなかったが、第4次5ヵ年計画の開始された71年ごろからは、きわめて断片

的ながら各種の生産実績等をひんぱんに発表するようになってきている。こうした動きは、経済建設に自信の出た証左とみられている。